

大鹿村村長 柳島貞康様

リニア工事への同意の決定の取り消しを要望します

このたび大鹿村は JR 東海のリニア工事について同意をしました。直前に JR 東海と締結した確認書を住民に知らせ理解してもらうのに十分な時間もとらないままに結論を出しています。議会の賛成と反対議員数からすれば「押し切れる」という判断に基づいたものであって、近年の国会運営の悪習を模倣しているとしか言いようがありません。これは大変に残念なことであり抗議します。人口約 1000 人の村です。もっと住民とじっくり話し合うべきです。

環境破壊、他地域でも路線が地域社会を分断破壊するなど、リニアはスピードが速い以外に何も利点はありません。工事認可の前に国交大臣に送った意見書のなかで環境大臣は、「環境の保全を内部化しない技術に未来はない」といっています。多量の残土の排出を伴い、水環境に絶大な悪影響を与え、生態系にも影響をおよぼし、多数の残土運搬車両の運行で生活環境を破壊するようなリニア新幹線に未来はないといっているのと同じ意味です。また、日本以外の世界各国が磁気浮上方式鉄道の開発や採用をすでに止めたことを思えば、リニアの技術そのものにも未来はないといえます。

地方自治体の立場であっても、広く世界と、未来に目を向けていただきたいと思います。

大鹿村の住民生活のための道路改良はそれ自体として必要なことで県や国に対して正当な要求であります。リニアと結びつけるべきではありません。この機会についてというやり方は将来にわたって地方自治をゆがめるものです。

わたくしたちはリニア中央新幹線沿線住民ネットワークの仲間たちとともに、前述した環境大臣の意見なども踏まえ、国交大臣を相手取りリニアの工事認可差し止めの行政訴訟を起こしています。行政訴訟は法的に認められている制度であり、その意味では、リニアは「決まったこと」でもありません。

JR 東海のこれまでの大鹿村と村民に対する説明の態度に誠意は見えません。JR 東海は国交大臣の工事認可を得た以上は地域住民の理解や同意があってもなくても工事を進めるつもりでいるのですから、大鹿村がわざわざ同意の意思表示をする必要はありません。つきましては、大鹿村がリニア工事への同意の意思表示の撤回を要望します。

平成 28 年 10 月 25 日

飯田リニアを考える会

代 表：米山義盛
(下伊那郡松川町上片桐 2669-1)

事務局：春日昌夫
(下伊那郡高森町下市田 2974-3)